



合理的配慮を伴う学生の支援に関するガイドライン

仙台徳洲看護専門学校（以下「本校」という）は、在学する学生に対し、障がいの有無を問わず、教育に関連する活動全般に対して平等に参加できるよう、学修機会の確保に努めるため、合理的配慮を伴う学生の支援に関するガイドラインを制定します。

1. 目的

このガイドラインは、「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、その他の法令の定めに基づき、本校における障がい学生に対する学生生活の支援に関し、基本となる事項を定めることを目的とします。

2. 基本方針

- 1) 本校は、障がいのある学生が、障がいのない学生と教育に関連する活動全般に対して平等に参加できる学修機会の確保に努めます。
- 2) 本校は、障がいの有り無しにかかわらず、すべての学生がお互いの立場を尊重し、共に学び合う環境を整備します。
- 3) 本校は、障がいのある学生が社会で活躍する人材へと成長できるよう支援します。

3. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は次のとおりです。

- 1) 障がい
身体障がい、精神障がい（発達障がいを含む）等、その他の心身機能の障がいがあり、障がいおよび社会的障壁により、継続的に日常生活又は、社会生活に相当な制限を受ける状態であること。
- 2) 社会的障壁
日常生活又は、社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、習慣、慣行、観念、その他一切の事項
- 3) 学生
本校に在籍する学生
- 4) 差別的取り扱い
障がいのある者に対して、正当な理由なく障がいを理由として、教育に関連する活動全般について、機会の提供を拒否する又は、提供に当たって場所・時間帯などを制限することなどにより、障がいのある者の権利利益を侵害すること。ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取り扱いではない。
- 5) 合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した負担又は過重な負担を課さないものをいう（障害者差別解消法）。

すなわち、障がい学生の平等な修学の機会を保障するため、学校等が行う必要かつ適当な変更・調整のことで、学校等において教育を受けるときに個別に必要とされるものであり、かつ、学校等に対し体制面や財政面で過度の負担を課さない配慮のこと。

4. 合理的配慮に基づく支援対象・範囲

1) 支援対象

支援対象の学生は、障害者基本法に定める障がい者（「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他心身の機能障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」）で、本人が支援を受けることを希望し、その必要性が認められた者とします。

2) 支援範囲

修学に関する事項（授業、試験、特別活動、自治会活動等への参加など）について、障がい学生の個別ニーズに基づいて支援範囲を検討します。

3) 支援範囲と認めないもの

- (1) 教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- (2) 看護師国家試験受験資格の付与や卒業要件を変更・緩和すること
- (3) 成績評価に関する基準を変更・緩和すること
- (4) 教育とは関係のないプライベートにおいて必要な配慮を提供すること
- (5) 学校の現状に照らして体制面、財政面などにおいて、学校に過度の負担を課し、均衡を失し秩序を乱す懸念が生じること

5. 申請時における留意事項

申請は、希望する支援内容の提供を約束するものではありません。また、これまで提供されていた支援内容が、必ずしも本校で提供可能なものとして認められるものではありません。

申請は、合理的配慮に基づく支援の目的に限り使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することはありません。ただし、必要に応じ情報の一部または全部を関係者間で共有する場合があります。

6. 支援実施プロセス

障がい学生への支援実施プロセスは以下のとおりです。

- 1) 相談：支援を求めたい学生は学事係もしくはサポート担当教員に相談する。学生の要望を伺い、主な配慮内容、支援体制について説明をいたします。
- 2) 申請：学生は「合理的配慮申請書」を記入し、診断書等の必要書類とともに学事係もしくはサポート担当教員に提出する。
- 3) 面談・協議：「合理的配慮申請書」及び診断書等に基づき学事係もしくはサポート担当教

員が面談し、支援内容を教職員会議で協議する。(場合によっては保証人との面談も必要)。

- 4) 合意：副校長（副校長不在の場合は教務主任）は教職員会議を招集する。教職員会議で協議された支援内容をふまえ、学事係もしくはサポート担当教員が支援計画書を作成する。支援計画書をもとに学生（場合によっては保証人同席）に説明、学生の意思を確認し合意形成を図る。
- 5) 決定：上記のプロセスを経た支援内容は副校長（副校長不在の場合は教務主任）が校長に報告をし、校長の承認を得て決定する。
- 6) 実施：決定した支援内容を学生及び教職員に通知し、支援を開始する。
- 7) 評価・改善：支援開始後、定期的に面談等を行い、決定した内容のモニタリング、合理的配慮の妥当な評価を行い、必要に応じて支援内容を調整し、支援計画書の追加・修正を行う。

7. 情報提供

本学は、学生対象に、支援のガイドラインや相談体制等を、学生便覧等を用い情報提供します。

8. 研修、啓発

本校は、障がいを理由とする差別解消を図るため、教職員に対して、必要な研修および啓発活動を実施します。また、学生に対しお互いの立場を尊重し、共に学びあう環境の享有を図れるよう啓発活動を実施します。

附則

本ガイドラインは、令和7年11月1日から施行する。